

施本第1383号(CFQ)

平成19年8月30日

末尾記載 殿

防衛施設庁長官

立木竹の算定について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、平成19年9月1日から適用することとしたので通達する。

以 上

添付書類：別紙

本信あて先：各防衛施設局長

各防衛施設支局長

第 1 用材林の評定単価

- 1 伐期（地方慣行の最低伐期）以上の用材林の評定単価は、次の市場価逆算算定方式による。

$$X = F \left(\frac{A}{1 + n P} - B \right)$$

X：評定単価

A：素材の最寄市場単価

原則として、評価時における最寄りの市場単価によるが、その価格が評価時前 3 箇年における平均市場単価より低いときはその平均単価によること。この場合において、素材の平均単価の算定は、当該立木から生産される素材の樹種別、材種別、長級別、径級別及び品種別の出材割合に基づいて算定すること。

P：伐採事業の総資本月収益率

伐採事業の危険率等を考慮に入れ、月 0.8% から月 1.2% の範囲内で決定すること。

F：利用率

当該立木の樹種別に、伐採及び搬出の便否並びに地方の慣習を考慮して定める。

n：資本回収期間

当該立木を伐採開始後、その素材を搬出及び運搬して最寄りの市場において販売するまでの事業期間の 2 分の 1 から 3 分の 2 までの期間で、おおむね 4 箇月から 8 箇月までを基準とすること。

B：事業費

当該立木を伐採後、その素材を搬出及び運搬して最寄りの市場において販売するまでの各項目の経費の合計額とする。

ア 伐採費

イ 造材費

ウ 運搬費

エ 雑費

- 2 伐期末満の用材林の立木価格は、次の算定方式による。この場合において、 A_m は当該森林の立木価格、 m は当該森林の現在林令、 D_1 、 D_2 から D_m は植栽年度以降の現在林令までの毎年の造林等の経費評価時に引き直した価額、 P は当該森林の収益率とする。

$$A_m = D_1 \cdot 1.0 P^m + D_2 \cdot 1.0 P^{m-1} \cdots D_m \cdot 1.0 P$$

算定方式の各算定因子は、次の項目による。

- (1) 造林等の経費の当該森林の地位及び林相の状況によって、過去において実施された植栽本数及び手入回数の年次別、樹種別、植栽工期を算定し、これに基づいて評価時における当該地方の標準の苗木代、労賃等により次の各項目の経費を算出し、その合計額とする。

ア 地 代：近傍類似の売買価格（近傍類似の売買価格が不明のときは固定資産課税台帳の登録価格を基準として適正に算出した価格）に年４％を乗じた額

イ 新植費：苗木代、地柵費、植付費

ウ 補植費：補植苗木代、植付費

エ 手入費：下刈費、蔓切費、除材費、枝打費、雪起費

オ 管理費：森林火災保険料、管理人の俸給、林道負担金公租公課（固定資産税、森林組合費等）その他雑費

- (2) 当該森林の収益率は、次式によって算定する。

この場合において、 P は当該森林の収益率、 A_n は当該森林の伐期における収入見込額、 D_1 、 D_2 から D_n は当該森林の植栽後伐期までの毎年の造林等の経費、 n は地方慣行の最低伐期とする。

$$D_1 \cdot 1.0P^n + D_2 \cdot 1.0P^{n-1} \cdots D_n \cdot 1.0P = A_n$$

算定方式の各算定因子は、次の各項目による。

ア 当該森林の伐期における収入見込額

当該森林の地方慣行伐期における収穫見込量を地方慣行の収穫表により当該森林の地位に応じて推定し、伐期における評定単価（１の市場価逆算算定方式により算定した額）を乗じて得た額と、末木、枝条、樹皮等の副産物の価格の合計額とする。

イ 当該森林の植栽後伐期までの毎年の造林等の経費

当該森林の地位及び林相の状況によって伐期までの植栽本数及び手入回数等に基づいて過去の毎年の造林等の経費の評価時に引き直した価格及び将来の造林等の経費の推定額とする。

- 3 伐期末満の森林で当該森林から生産される素材が用材としての市場価格のある場合は、１の市場価逆算算定方式により算定するが、この場合は伐期に接近した林令の森林のみに適用する。

第２ 天然林の立木価格

赤松等の人工植栽を行う樹種の天然林の伐期末満の立木価格について第１の２の算定方式による場合には、当該森林の立木度に応じて、人工植栽を実施したとみなして新植費、補植費、手入費等を推定の上、算定

する。

第3 薪炭林の評定単価

- 1 伐期以上の薪炭林の幹及び枝条部の評定単価は、当該森林の経営目的に応じ、木炭又は薪材の市場単価による第1の1の市場価逆算算定方式によって算定する。この場合の算定因子のうち、特に薪炭林の場合に適用されるべきものは、次の各項目による。

- (1) 最寄市場単価

当該森林の経営目的によって、当該立木から生産される木炭又は薪の形量別銘柄別生産割合に基づいて木炭1俵（15kg俵）又は薪一束（約50cm×約75cm）当たり平均単価を算定する。

- (2) 利用率

当該立木の経営目的によって、当該立木0.18m³当たりから生産される木炭又は薪材によって次の基準によって決定すること。

木炭 白炭 2.5俵（15kg俵）

黒炭 3.0俵（15kg俵）

薪材 12.5束（約50cm×約75cm）

- (3) 事業費

薪材については、用材と同様の方法による。

木炭については、製炭費、木炭窯償却費、包装資材費、運搬費及び雑費の合計額とする。

- 2 伐期末満の薪炭材の幹及び枝条部の立木価格は、次の算定方式による。

この場合において、 A_m は現在林令の幹枝条部の立木価格、 n は地方慣行の最低伐期、 m は現在林令、 A_n は伐期収入見込額とする。

$$A_m = \frac{m}{n} A_n$$

伐期収入見込額は、当該森林の地方慣行の伐期における収獲見込量を地方慣行の収獲表により当該森林の地位に応じて推定し、これに第1の1の市場価逆算算定方式による評定単価を乗じて算定した額とする。

- 3 薪炭林の台木の価格は、次の算定方式による。

この場合において、 A_m は台木の価格、 R_1 、 R_2 、 R_3 から R_m は耐用年数に応ずる将来各伐期における純収益見込額、 n_1 、 n_2 、 n_3 から n_m は現在林令から将来の各伐期までの到達年数、 P は還元利率年6%とする。

$$A_m = \frac{R_1}{1.0P^{n_1}} + \frac{R_2}{1.0P^{n_2}} + \frac{R_3}{1.0P^{n_3}}$$

萌芽更新による雑木林は、各伐期における純収益見込額は一定であり、耐用年数は無限であるから、次の算定方式による。この場合において、 A は台木の価格、 R は伐期における純収益見込額、 n は伐期林令、 P は還元利率年6%とする。

$$A_n = \frac{R}{1.0P^{n-1}}$$

各算定因子は、次の各項目による。

耐用年数に応ずる将来の各伐期における純収益見込額は、次のとおりとする。

くぬぎ、かし等の人口植栽の台木の耐用年数は、植栽後おおむね80年（伐採回数4回）とし、萌芽更新による雑木林は無限として、将来の各伐期の純収益見込額を算定する。

純収益見込額は、各伐期の収入見込額から、各伐期間に毎年投下された経費を評価時に引き直した価額の年6%の伐期における元利合計額を差し引いた額とする。

伐期収入見込額は、伐期における収獲見込量を地方慣行の収獲量により当該森林の地位に応じて推定し、これに第1の1の市場価逆算算定方式による評定単価を乗じて算定した額とする。

毎年投下された経費は、次の各項目の合計額とする。

- (1) 地代：近傍類似の売買価格（近傍類似の売買価格が不明のときは固定資産課税台帳の登録価格を基準として適正に算出した価格）に年4%を乗じた額
- (2) くぬぎ、かし等の人工造林の薪炭林は新植費、補植費、手入費の額
- (3) 管理費：森林火災保険料、管理人の俸給、林道負担金、公租公課（固定資産税、森林組合費等）その他雑費

竹林の根茎は、評価時前3箇年間ににおける各年の収入額を評価時の価格に換算し、その平均収入額から収入を得るための年間の経費を差し引いた額を年平均純収益として、この年平均純収益を年利率6%で除した額とする。

年間の経費は次のとおりとする。

地代（地価に年4%を乗じた額）

労賃

肥料代

農具、役畜費

公租公課（固定資産税、組合費等）

雑費

第4 永年工作物の算定方法

永年生作物（果樹及び特殊林産樹）については、次の算定方法による。

(1) 幼年樹の評価は、次の方法による。

評価時期までに毎年投下した経費を評価時期に引き直した額の年8%の元利合計額とする。

毎年投下した経費は、次の各項目による。

ア 地代（地価に年4%を乗じた額）

イ 苗木代

ウ 肥料代

エ 薬剤費

オ 労賃（自己労賃を含む。）

カ 農具代

キ 役畜費

ク 公租公課（固定資産税、組合費等）

(2) 壮令期及び老令期の評価は、次の方法による。

壮令期又は老令期1年平均収益を将来の効用年数に応じて利回り年8%によって評価時に還元した合計額と樹木を用材又は薪炭材とした立木価格を加算した額とする。

将来の効用年数は、評価時期から収穫最終期までの毎年の収穫量の合計額を壮令期又は老令期の平均収穫量にて除して得た年数とする。

年平均収益は、1箇年の平均収入見込額から1箇年の投下した経費を差し引いた額とする。

平均収入見込額は、壮令期又は老令期における通常の状態の収穫量に評価時における山渡価額を乗じた額とする。

経費は次の各項目による。

ア 地代（地価に年4%を乗じた額）

イ 肥料代

ウ 薬剤費

エ 労賃（自己労賃を含む。）

オ 農具代

カ 役畜費

キ 公租公課（固定資産税、組合費等）

ク 雑費

（注） 評価時の還元式は、次の算式による。この場合において、 X は評価時の還元額、 R は年平均収益額、 n は効用年数、 P は還元利率年 8 % とする。

$$X = \frac{R (1 - 0.08 P^n)}{1 - 0.08 P^n \times 0.08 P}$$

なお、樹木を用材又は薪炭材とした立木価格は評定単価算定方式によって評価を行うこと。

(3) 青年期の価格は、幼令樹及び壮令樹の価格を基とし、これに準じて定める。

第 5 協議

この通達により難しい場合は、地方協力局長に協議するものとする。